10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

児童養護施設等の社会的養護の下で育ったこどもは、社会の中で自立していくにあたって 家族からの支援がほとんど期待できず、経済基盤も脆弱で、日常生活で生じる様々な問題の 相談相手が周りに少ないなど孤立した状況に置かれることが懸念されます。

そのため、施設等で生活している間から、進学や就職活動のサポート、社会での自立した 生活を行うための準備や料理・買い物の練習などの支援を行うとともに、施設等の退所や里 親家庭から離れた後もこどもの状況に応じた継続的な支援が必要となります。

こうした背景から、令和4年の改正児童福祉法では、社会的養護経験者等の実情把握と自立のために必要な援助を行うことが都道府県の業務に位置づけられるとともに「児童自立生活援助事業」の年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う「社会的養護自立支援拠点事業」などが創設されました。

本県においては、これらの制度を活用し、自立援助ホームや児童養護施設などの関係施設と連携し、社会的養護の下で生活しているこどもの自立に向けた支援を行います。

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

- ・施設入所や里親等委託の措置をしている児童のうち、例年平均 17.6 人が 18 歳に到達しておりますが、基本的には 18 歳に到達した年度末まで措置延長を行った後、進学や就職等によりそれぞれの道を歩んでいくことになります。
- ・一方で、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も生活支援や学習指導等の継続した自立支援が必要な場合は、国の事業を活用し支援を行ってきています。

< 図表10-1> 18 歳到達児童及び進学・就職者の状況(子ども家庭福祉課調べ)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均		
18 歳到達児童数 (児童養護施設・里親・ ファミリーホーム)	20 人	18人	16人	14 人	20 人	17.6 人		
進学者数	3 人	3 人	2 人	2 人	4 人	2.8 人		
就職者数	11 人	13 人	13 人	11 人	12 人	12 人		

< 図表10-2> 措置解除後の自立支援事業の利用状況(子ども家庭福祉課調べ)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
18歳(措置延長の場合 20歳)到達による措置解除後の支援事業 (※)の利用児童数	3人	3人	3人	1人	2人	2.4 人

(※)支援事業…「社会的養護自立支援事業」「就学者自立生活援助事業」(いずれも国事業)

(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組み

■現状

- ・本県独自の取組みとして、私立高校入学時納付金や自動車運転免許取得経費への助成により、保護者等からの経済的支援がない児童の進学及び就職を支援しています。
- ・「身元保証人確保対策事業」(国事業)を活用し、親族等から身元保証が受けられない児 童に対し、児童養護施設長等が身元保証人になることによって、就職や自立を支援して います。
- ・「要保護児童自立支援資金貸付事業」(国事業)を実施し、一定期間家賃及び生活費、資格取得費の貸付を行うことにより、円滑な自立を支援しています。

< 図表10-3> 自立支援事業の実績(子ども家庭福祉課調べ)

事業	内容	実績 (R2~R5合計)	
児童自立支援事業	私立高校入学時納付金への助成	33人	
(県独自事業)	自動車運転免許取得経費への助成	35人	
身元保証人確保対策事業	就職時の身元保証・アパート賃借契約時	49人	
(国事業)	の連帯保証		
要保護児童自立支援資金貸付事業	家賃、生活費、資格取得	50件	
(国事業)		(※R5末契約数)	

- ・措置が解除された後も自立のための継続した支援が必要な場合は、「児童自立生活援助 事業」(国事業)により、引き続き施設等において居住の場を提供しています。
- ・児童養護施設では、5施設すべてに自立支援のための専門職(自立支援担当職員)が配置されており、施設で生活している間から進学や就職活動のサポート、社会での自立した生活を行うための準備や料理・買い物の練習などの支援を行うとともに、施設退所後も継続したアフターケア(相談支援等)を行っています。
- ・本県では、平成28年4月1日に県内で初めての自立援助ホームが山形市に開設され、施設退所者等の自立支援を行っています。

【アンケート概要】

- 〇実施時期:令和6年11月
- ○対象者: 児童養護施設の退所者(退所時 15 歳以上)で、施設から連絡がつく方
- 〇実施方法:施設から対象者にアンケート用紙を送付し、返信用封筒により県担当課へ直接回答
- 〇回答者:19 人(男性9人、女性 10 人、平均年齢 22.8 歳、県内在住 15 人、県外在住4人)

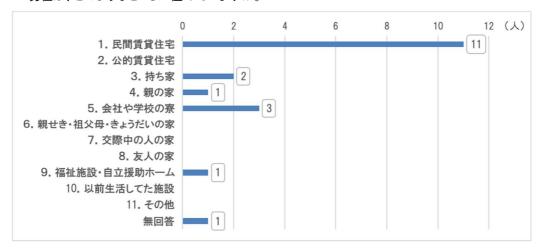
Q.現在のお仕事や学校について教えてください。

1. 働いている	2. 学校に通っている	3. その他
12 人	5人	2人

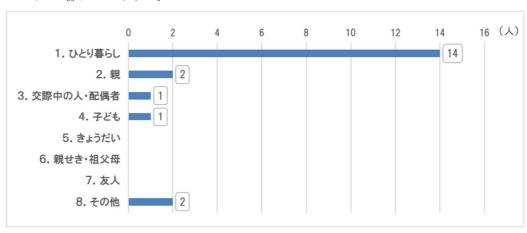
「働いている」…正社員8人、パート1人、その他2人(就労継続支援B型(障がい福祉サービス))、無回答1人「学校に通っている」…4年制大学1人、専門学校・短期大学3人、その他1人(6年制)

「その他」・・・これからアルバイトをする予定1人、主婦1人

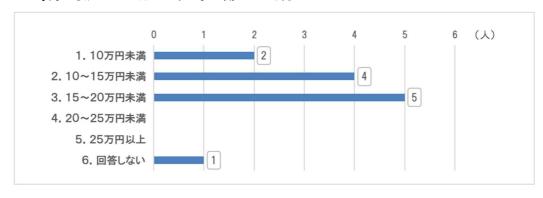
Q.現在は、どのようなところに住んでいますか。



Q.どなたと暮らしていますか。



Q. 毎月の収入はどのくらいですか。※働いている方



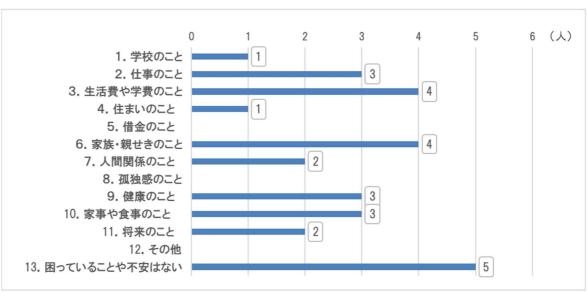
Q. 施設を退所する前に、不安や心配だったことはありましたか。



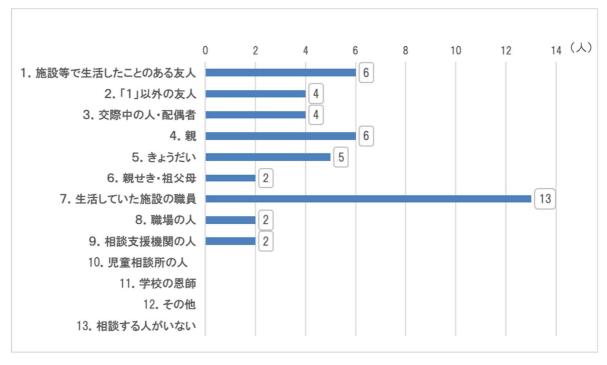
Q. 施設に入所している間に、退所に向けて教えてほしかったこと、支援してほしかったことはどのようなことですか。※実際に受けて良かったと思う支援を含む。



Q. 現在の生活の中で、困っていることや不安なこと、心配なことがあれば教えてください。



Q. 困った時や不安な時、相談できる相手はどなたですか。



Q. 現在の生活の中での不安や心配なことに対して、利用したいサポートやサービスはありますか。



- Q.その他、施設で暮らすこどもたちが自立し社会で生活していくために、「こういうことがあったらいいな」「こういうことをしてほしかった」と思うことなど、自由にご記入ください。
 - ○社会を教えてほしい(家事、買い物など)。小さいころからたくさん(月に最低2回くらい)。
 - ○生活の基盤、社会のルール、お金の管理の仕方
 - ○外出する機会が少なかったため土地勘がなくて困ったことがあった。だから、外出する機会を増やした方が良いと思う。
- ・アンケート調査結果では、退所前に不安や心配だったことは「生活費や学費のこと」が 最も多く、次いで「仕事のこと」が多くなっています。
- ・施設に入所している間に退所に向けて教えてほしかったこと、支援してほしかったことは「お金の管理・金融機関の利用方法」が最も多く、2番目が「社会生活上の基本的なマナー・ルール」、3番目が「行政サービスなどの公的な制度に関する情報の提供」となっています。
- ・現在の生活の中で、困っていることや不安なこと、心配なことについては、「困っていることや不安はない」が最も多くなっており、次いで「生活費や学費のこと」と「家族・親せきのこと」が同数となっています。
- ・困った時や不安な時、相談できる相手は「生活していた施設の職員」が最も多くなって いますので、生活してした施設の存在が退所者にとって大きな支えになっているものと 思われます。

■課題

- ・実態把握のためのアンケートについて、現在の生活について**「困っていることや不安はない」**が最も多い結果となりましたが、連絡がつかない方や回答が得られかった方もおり、支援を必要とする社会的養護経験者が潜在化していることも考えられますので、より効果的な実態把握の手法の検討が必要です。
- ・退所前に不安や心配だったこととして「生活費や学費」や「仕事のこと」が多くなって おり、引き続き進学や就職に向けた相談支援や経済的支援が必要です。
- ・児童養護施設では施設退所後のアフターケアとして相談支援等を行っており、退所者に とって大きな拠り所になっていると思われますが、施設からは、退所後も継続した支援 が必要な社会的養護経験者が増えており、日常生活上の援助や生活指導、居場所の提供 などのニーズが増えてきているということもお聴きしています。

・本県では、施設退所者等への就学・就職支援や生活支援等を行う自立援助ホームは1か 所(定員6名)で年度末における平均入所者数は4人となっています。

<図表10-4> 自立援助ホーム入所児童数の推移(子ども家庭福祉課調べ)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11/1 現在)	平均
各年度末人数	4人	3人	4人	4人	4人	5人	4人

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、私立高校入学時納付金や自動車運転免許取得経費への助成や家賃及び生活費、 資格取得費の貸付などにより、進学や就職等の自立を支援していきます。
- ・施設退所者への柔軟で継続した生活支援等が行えるよう、児童養護施設等にも拡大された「児童自立生活援助事業」の実施を支援します。
- ・また、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談 及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う「社会的養護自立支援拠点事業」の実施 について検討していきます。
- ・自立援助ホームについて、新たに開設の相談があった場合は、児童相談所と連携のうえ 必要な支援を行います。
- ・県内において自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実態把握と支援のあり方等に ついて、関係機関で共有・協議するためのネットワークや支援体制の構築を進めます。

【児童自立生活援助事業】

- ○義務教育終了後、里親等委託や児童養護施設への入所等措置が解除された児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行い、併せて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うもの。 (実施場所)

 - ・Ⅱ型:母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設
 - ・Ⅲ型:ファミリーホーム又は里親(親族里親を除く)の居宅

【社会的養護自立支援拠点事業】

○社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけるもの。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)		目標・評価の視点						
		現状 (R6.11)	R7	R8	R9	R10	R11	
児童自立生活援助事業の実施箇 所数★	I 型	1か所	県内1か所の実施を維持するとともに、新たな開設についてはⅡ型、Ⅲ型の実施状況を踏まえ調整					
	Ⅱ型		令和11年度まで児童養護施設5施設で実施					
	Ⅲ型	ı	Ⅰ型、Ⅱ型の実施状況を踏まえ調整					
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数★		-	期間中に1か所以上の設置					
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援 体制の整備状況		_	社会的養護経験者等の実態把握と支援について、関係 機関で共有・協議するための連携体制を検討				て、関係	